

令和 4 年第 1 回市議会(定例会)
付 議 案 件 綴

(その 1)

堺 市

目 次

	頁
議案第 1 号 令和4年度堺市一般会計予算	3
議案第 2 号 令和4年度堺市国民健康保険事業特別会計予算	15
議案第 3 号 令和4年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算	19
議案第 4 号 令和4年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	23
議案第 5 号 令和4年度堺市介護保険事業特別会計予算	27
議案第 6 号 令和4年度堺市公債管理特別会計予算	31
議案第 7 号 令和4年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算	33
議案第 8 号 令和4年度堺市水道事業会計予算	37
議案第 9 号 令和4年度堺市下水道事業会計予算	41

令和4年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年2月14日

堺市長 永藤英機

- 議案第 1 号 令和4年度堺市一般会計予算
- 議案第 2 号 令和4年度堺市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 号 令和4年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 議案第 4 号 令和4年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 5 号 令和4年度堺市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 6 号 令和4年度堺市公債管理特別会計予算
- 議案第 7 号 令和4年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和4年度堺市水道事業会計予算
- 議案第 9 号 令和4年度堺市下水道事業会計予算

令和 4 年度堺市一般会計予算

令和 4 年度堺市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 426,700,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		151,678,367
	1 市 民 税	68,727,411
	2 固 定 資 産 税	59,363,806
	3 軽 自 動 車 税	1,408,832
	4 市 た ば こ 税	5,927,131
	5 入 湯 税	259
	6 事 業 所 税	5,226,411
	7 都 市 計 画 税	11,024,517
2 地 方 譲 与 税		2,109,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	712,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,103,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	88,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	186,000
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	20,000
3 利 子 割 交 付 金		132,000
	1 利 子 割 交 付 金	132,000
4 配 当 割 交 付 金		728,000
	1 配 当 割 交 付 金	728,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		702,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	702,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		156,000
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	156,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		1,871,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,871,000

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
8 地方消費税交付金		18,300,000
	1 地方消費税交付金	18,300,000
9 ゴルフ場利用税交付金		138,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	138,000
10 環境性能割交付金		673,000
	1 環境性能割交付金	673,000
11 軽油引取税交付金		5,975,000
	1 軽油引取税交付金	5,975,000
12 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		9,600
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	9,600
13 地方特例交付金		900,000
	1 地方特例交付金	900,000
14 地方交付税		33,741,600
	1 地方交付税	33,741,600
15 交通安全対策特別交付金		287,000
	1 交通安全対策特別交付金	287,000
16 分担金及び負担金		3,381,007
	1 負 担 金	3,381,007
17 使用料及び手数料		5,756,400
	1 使 用 料	3,656,600
	2 手 数 料	2,099,800
18 国庫支出金		109,917,427
	1 国庫負担金	94,663,830
	2 国庫補助金	14,579,641
	3 国庫委託金	673,956

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
19 府 支 出 金		27,953,130
	1 府 負 担 金	22,068,625
	2 府 補 助 金	4,548,858
	3 府 委 託 金	1,335,647
20 財 産 収 入		4,329,944
	1 財 産 運 用 収 入	596,117
	2 財 産 売 払 収 入	3,733,827
21 寄 附 金		201,583
	1 寄 附 金	201,583
22 繰 入 金		9,682,395
	1 他 会 計 繰 入 金	58,794
	2 基 金 繰 入 金	9,623,601
23 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
24 諸 収 入		10,847,846
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	174,130
	2 市 預 金 利 子	200
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,304,971
	4 収 益 事 業 収 入	2,096,302
	5 受 託 事 業 収 入	26,958
	6 雑 入	3,245,285
25 市 債		37,229,700
	1 市 債	37,229,700
歳 入	合 計	426,700,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		1,324,754
	1 議 会 費	1,324,754
2 総 務 費		34,619,477
	1 総 務 管 理 費	22,080,096
	2 徴 税 費	2,633,500
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,583,338
	4 選 挙 費	700,594
	5 統 計 調 査 費	33,501
	6 監 査 委 員 費	144,786
	7 自 治 振 興 費	570,383
	8 ス ポ ー ツ 費	1,388,211
	9 人 事 委 員 会 費	116,565
	10 区 政 推 進 費	2,916,264
	11 国 際 文 化 費	2,452,239
3 民 生 費		195,890,884
	1 社 会 福 祉 費	62,049,123
	2 生 活 保 護 費	48,596,396
	3 児 童 福 祉 費	59,333,604
	4 災 害 救 助 費	12,317
	5 国 民 健 康 保 険 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	8,795,570
	6 国 民 健 康 保 険 事 業 出 特 別 会 計 貸 付 金	1,000
	7 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 出 貸 付 事 業 特 別 会 計 繰 上 げ 金	8,162
	8 介 護 保 険 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	13,646,503
	9 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 出 特 別 会 計 繰 上 げ 金	3,448,209

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
4 衛 生 費		32,634,409
	1 公 衆 衛 生 費	13,042,735
	2 医 務 費	3,463,583
	3 環 境 衛 生 費	463,438
	4 保 健 所 費	2,388,927
	5 環 境 共 生 費	2,140,189
	6 清 掃 費	11,119,457
	7 堺市水道事業会計繰出	16,080
5 勞 働 費		458,084
	1 勞 働 諸 費	458,084
6 農 林 水 産 業 費		824,686
	1 農 業 委 員 会 費	72,107
	2 農 業 費	456,797
	3 水 産 業 費	4,689
	4 農 業 土 木 費	291,093
7 商 工 費		6,031,908
	1 商 工 費	5,961,177
	2 消 費 者 対 策 費	70,731
8 土 木 費		39,806,948
	1 土 木 管 理 費	845,637
	2 道 路 橋 り よ う 費	8,391,315
	3 河 川 水 路 費	576,589
	4 都 市 計 画 費	15,241,320
	5 住 宅 費	6,062,790
	6 公 共 用 地 先 行 取 得 出 事 業 特 別 会 計 繰 出	809,297
	7 堺市下水道事業会計繰出	7,880,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
9 消 防 費		9,454,864
	1 消 防 費	9,454,864
10 教 育 費		64,568,391
	1 教 育 総 務 費	17,552,302
	2 小 学 校 費	26,412,715
	3 中 学 校 費	12,856,121
	4 高 等 学 校 費	920,689
	5 幼 稚 園 費	458,160
	6 特 別 支 援 学 校 費	1,635,639
	7 社 会 教 育 費	4,732,765
11 公 債 費		39,383,123
	1 公 債 費	1,000
	2 公 債 管 理 特 別 会 計 繰 出	39,382,123
12 諸 支 出 金		1,402,472
	1 還 付 金	857,311
	2 基 金 費	545,161
13 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		426,700,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
行政情報化推進事業	令和 4 ～ 6 年度	709,000
納付拡大事業	令和 4 ～ 7 年度	119,000
広報紙企画制作事業	令和 4 ～ 7 年度	33,000
市政情報センター運營業務	令和 4 ～ 6 年度	17,000
情報セキュリティ監査業務	令和 4 ～ 6 年度	12,000
標準準拠システム移行支援業務	令和 4 ～ 5 年度	46,000
口座振替収納事務	令和 4 ～ 5 年度	10,000
財務会計システム再構築	令和 4 ～ 7 年度	523,000
庁舎管理事業	令和 4 ～ 9 年度	29,000
統一地方選挙事業	令和 4 ～ 5 年度	295,000
子ども・若者育成支援推進事業	令和 4 ～ 7 年度	71,000
スポーツ施設等整備事業	令和 4 ～ 5 年度	92,000
深井駅周辺地域活性化事業	令和 4 ～ 5 年度	16,000
文化施設管理運営	令和 4 ～ 5 年度	211,000
堺市文化芸術活動応援補助金	令和 4 ～ 5 年度	18,000
百舌鳥古墳群ビジターセンター管理運營業務	令和 4 ～ 5 年度	10,000
百舌鳥古墳群等管理事業	令和 4 ～ 5 年度	70,000
次期障害者計画策定支援業務	令和 4 ～ 5 年度	13,000
障害者福祉施設整備補助	令和 4 ～ 5 年度	89,000
老人福祉施設整備補助	令和 4 ～ 5 年度	618,000
発達障害者支援センター運営事業	令和 4 ～ 7 年度	92,000
医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業	令和 4 ～ 6 年度	4,000
公立認定こども園施設整備事業	令和 4 ～ 5 年度	25,000
認定こども園整備事業費補助	令和 4 ～ 5 年度	441,000
ごみ収集事業	令和 4 ～ 5 年度	5,000
浄化ステーション運営管理事業	令和 4 ～ 5 年度	79,000
女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助	令和 4 ～ 5 年度	1,000
デジタル人材育成支援事業	令和 4 ～ 5 年度	1,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企 業 投 資 促 進 事 業	令和 4 ～ 9 年度	950,000
道 路 橋 り ょ う 維 持 管 理 事 業	令和 4 ～ 5 年度	124,000
橋 り ょ う 整 備 事 業	令和 4 ～ 5 年度	388,000
用 地 取 得 事 業	令和 4 ～ 5 年度	108,000
道 路 新 設 改 良 事 業	令和 4 ～ 5 年度	14,000
橋 り ょ う 新 設 改 良 事 業	令和 4 ～ 5 年度	103,000
交 通 安 全 施 設 設 置 事 業	令和 4 ～ 5 年度	25,000
道 路 舗 装 事 業	令和 4 ～ 5 年度	176,000
道 路 掘 さ く 跡 復 旧 事 業	令和 4 ～ 5 年度	33,000
河 川 水 路 整 備 事 業	令和 4 ～ 6 年度	88,000
水 路 新 設 改 良 事 業	令和 4 ～ 5 年度	35,000
良 好 な 景 観 の 形 成 (景 観 形 成 事 業)	令和 4 ～ 5 年度	8,000
公 共 交 通 利 用 促 進 事 業	令和 4 ～ 6 年度	25,000
堺 ・ モ ビ リ ティ ・ イ ノ ベー シ ョ ン 推 進 事 業	令和 4 ～ 5 年度	43,000
泉 北 ニ ュ ー タ ウ ン 再 生 事 業	令和 4 ～ 5 年度	839,000
住 宅 ・ 建 築 物 耐 震 改 修 等 補 助	令和 4 ～ 5 年度	82,000
街 路 事 業	令和 4 ～ 5 年度	71,000
連 続 立 体 交 差 事 業	令和 4 ～ 13 年度	82,000
大 和 川 線 事 業	令和 4 ～ 6 年度	314,000
公 園 施 設 管 理 事 業	令和 4 ～ 5 年度	48,000
公 園 整 備 事 業	令和 4 ～ 5 年度	92,000
市 営 住 宅 建 替 事 業	令和 4 ～ 6 年度	4,409,000
消 防 局 一 般 事 務	令和 4 ～ 6 年度	6,000
消 防 署 所 等 施 設 整 備 事 業	令和 4 ～ 6 年度	834,000
学 校 園 検 (健) 診 事 業	令和 4 ～ 7 年度	153,000
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	令和 4 ～ 8 年度	887,000
中 学 校 管 理 運 営 事 業	令和 4 ～ 5 年度	4,000
中 学 校 給 食 改 革 事 業	令和 4 ～ 21 年度	31,437,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還方法	償還期限	左のうち据置期間
庁舎等整備事業	195,800	政府	証書 借入 及び 証券 発行	5.0%以内。 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる財 政融資資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直しの後 の利率。	元利均等 若しくは 元金均等 償還又は 満期一括 償還。 ただし、 市財政の 都合によ り繰上償 還又は未 償還額に おいて借 換えをす ることが できる。	30年 以内	10年 以内
防災対策事業	172,100	地方公共 団体					
スポーツ施設等 整備事業	283,300	金融機 構					
区役所等整備事業	17,200	銀行					
地域会館整備事業	1,000	その他					
文化施設整備事業	245,400						
町家活用推進事業	68,000						
百舌鳥古墳群保存活用事業	27,000						
障害福祉施設 整備事業	35,000						
老人福祉施設 整備事業	111,800						
保育所整備事業	51,900						
認定こども園 整備事業	95,400						
児童福祉施設整備事業	75,900						
災害援護資金貸付	1,300						
検査機器整備事業	4,500						
医療機器等整備事業	696,000						
環境衛生施設整備事業	600						
広域廃棄物埋立 処分場整備事業	16,400						
清掃工場整備事業	224,800						
清掃運搬施設等 整備事業	1,200						
勤労者福祉施設 整備等事業	104,800						
農業振興事業	52,300						
直轄国道 負担金事業	351,700						
道路橋りょう 整備事業	1,046,100						
道路橋りょう 新設改良事業	634,900						
交通安全対策事業	228,200						
道路舗装事業	1,052,000						
河川水路整備事業	34,600						

(単位 千円)

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還方法	償還期限	左のうち据置期間
河川改良事業	127,700						
水路新設改良事業	54,900						
泉北ニュータウン再生事業	800,800						
阪神高速道路出資	34,200						
街路事業	133,000						
鉄道高架事業	1,503,200						
大和川線事業	266,100						
土地区画整理事業	73,600						
臨海整備事業	257,800						
公園施設改修事業	326,600						
緑化推進事業	9,700						
公園整備事業	243,200						
公園墓地整備事業	17,600						
石綿対策事業	6,000						
市営住宅整備事業	99,100						
既設改良住宅改善事業	165,200						
市営住宅建替事業	2,223,300						
住環境整備事業	300						
消防施設整備事業	827,000						
教育文化センター整備事業	27,000						
小学校校舎等整備事業	2,278,100						
中学校校舎等整備事業	674,400						
特別支援学校校舎等整備事業	8,100						
公民館整備事業	1,000						
博物館整備事業	35,200						
臨時財政対策債	21,207,400						

令和 4 年度堺市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度堺市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 88,188,306 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		15,421,512
	1 国 民 健 康 保 険 料	15,421,512
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		9,586
	1 国 庫 補 助 金	9,586
4 府 支 出 金		62,210,084
	1 府 補 助 金	62,210,084
5 財 産 収 入		786
	1 財 産 運 用 収 入	786
6 繰 入 金		10,384,230
	1 他 会 計 繰 入 金	8,795,570
	2 基 金 繰 入 金	1,588,660
7 諸 収 入		162,106
	1 延 滞 金 及 び 過 料	46,658
	2 高 額 療 養 費 貸 付 金 収 入	2,000
	3 出 産 費 貸 付 金 収 入	1,000
	4 雑 入	112,448
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	88,188,306

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		1,435,829
	1 総務管理費	1,435,827
	2 徴収費	2
2 保険給付費		61,239,511
	1 療養諸費	53,024,462
	2 高額療養費	7,740,053
	3 給付諸費	474,996
3 国民健康保険事業費納付金		24,568,228
	1 医療給付費分納付金	17,871,048
	2 後期高齢者支援金等分納付金	4,882,380
	3 介護納付金分納付金	1,814,800
4 保健事業費		885,059
	1 特定健康診査等事業費	567,863
	2 保健事業費	317,196
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		49,678
	1 高額療養費貸付金	2,000
	2 出産費貸付金	1,000
	3 諸費	46,678
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	88,188,306

第 2 表 債務負擔行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
納 付 拡 大 事 業	令和 4 ～ 7 年度	61,000
国民健康保険診療報酬明細書点検業務	令和 4 ～ 5 年度	4,000

令和 4 年度堺市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 4 年度堺市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,502,997 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		809,297
	1 他会計繰入金	809,297
2 市債		5,693,700
	1 市債	5,693,700
歳入合計		6,502,997

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公共用地先行取得事業費		5,693,700
	1 公共用地先行取得事業費	5,693,700
2 公債費		809,297
	1 公債費	809,297
歳出合計		6,502,997

第 2 表 債務負擔行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
街 路 事 業	令和 4 ～ 5 年度	572,000
連 続 立 体 交 差 事 業	令和 4 ～ 5 年度	469,000
公 園 整 備 事 業	令和 4 ～ 5 年度	246,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	借入先	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法	償 還 期 限	左のうち 据置期間
公 共 用 地 先 行 業 取 得 事 業	5,693,700	銀 行 そ の 他	証 書 借 入 及 び 証 券 発 行	5.0%以内	元利均等若しくは元金均等償還又は満期一括償還。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。	10年 以 内	10年 以 内

令和 4 年度堺市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 4 年度堺市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 282,593 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		8,162
	1 他会計繰入金	8,162
2 繰越金		38,316
	1 繰越金	38,316
3 諸収入		236,115
	1 貸付金元利収入	235,589
	2 雑収入	526
歳 入 合 計		282,593

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		282,593
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	282,593
歳 出 合 計		282,593

第 2 表 債務負擔行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
納 付 拡 大 事 業	令和 4 ~ 7 年度	4,000

令和 4 年度堺市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度堺市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 85,203,483 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		17,193,747
	1 介 護 保 険 料	17,193,747
2 国 庫 支 出 金		20,761,080
	1 国 庫 負 担 金	14,760,276
	2 国 庫 補 助 金	6,000,804
3 府 支 出 金		11,422,003
	1 府 負 担 金	10,678,793
	2 府 補 助 金	743,210
4 支 払 基 金 交 付 金		22,162,058
	1 支 払 基 金 交 付 金	22,162,058
5 財 産 収 入		413
	1 財 産 運 用 収 入	413
6 繰 入 金		13,646,503
	1 他 会 計 繰 入 金	13,646,503
7 諸 収 入		17,678
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,126
	2 市 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	2,726
	4 雑 入	13,825
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	85,203,483

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		1,685,241
	1 総 務 管 理 費	1,685,241
2 保 険 給 付 費		78,286,595
	1 介 護 ・ 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	74,306,229
	2 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	2,369,541
	3 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	306,515
	4 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,304,310
3 地 域 支 援 事 業 費		5,196,147
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 費 支 援 総 合 事 業 費	3,795,898
	2 包 括 的 支 援 等 事 業 費	1,388,468
	3 そ の 他 諸 費	11,781
4 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
5 諸 支 出 金		25,000
	1 還 付 金	25,000
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	85,203,483

令和 4 年度堺市公債管理特別会計予算

令和 4 年度堺市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 57,833,695 円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		154,645
	1 負担金	154,645
2 財産収入		30,000
	1 財産運用収入	30,000
3 繰入金		42,900,490
	1 他会計繰入金	39,382,123
	2 基金繰入金	3,518,367
4 市債		14,748,560
	1 市債	14,748,560
歳 入 合 計		57,833,695

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		57,833,695
	1 公債費	57,833,695
歳 出 合 計		57,833,695

令和 4 年度堺市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度堺市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,036,841 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		12,533,423
	1 後期高齢者医療保険料	12,533,423
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		6,012
	1 国 庫 補 助 金	6,012
4 繰 入 金		3,448,209
	1 他 会 計 繰 入 金	3,448,209
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		49,195
	1 延 滞 金 及 び 過 料	999
	2 雑 入	48,196
歳 入 合 計		16,036,841

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		237,568
	1 総務管理費	237,552
	2 徴収費	16
2 後期高齢者医療広域連合納付金		15,782,173
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	15,782,173
3 諸支出金		16,100
	1 諸費	16,100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		16,036,841

令和 4 年度堺市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度堺市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	818,077 人
(2) 年 間 総 給 水 量	94,147,000 m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	257,900 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
配水施設整備改良事業	10,718,403 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		17,783,826千円
第1項 営 業 収 益		16,127,358千円
第2項 営 業 外 収 益		1,655,168千円
第3項 特 別 利 益		1,300千円
	支	出
第1款 水道事業費用		16,439,860千円
第1項 営 業 費 用		15,950,281千円
第2項 営 業 外 費 用		433,379千円
第3項 特 別 損 失		6,200千円
第4項 予 備 費		50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,837,316千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額905,123千円及び損益勘定留保資金3,932,193千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		7,751,380千円
第1項 企業債		7,119,200千円
第2項 負担金及び分担金		582,055千円
第3項 固定資産売却代金		125千円
第4項 返還金		50,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		12,588,696千円
第1項 建設改良費		10,948,787千円
第2項 償還金		1,639,909千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備工事	令和4～7年度	7,812,000千円
配水管改良工事	令和4～5年度	273,000千円
配水場整備工事	令和4～6年度	65,000千円
配水場改良工事	令和4～5年度	79,000千円
水道施設整備等工事	令和4～5年度	268,000千円
水道施設維持管理業務	令和4～7年度	1,348,000千円
堺市上水道地理情報システム更新データ作成等業務	令和4～7年度	64,000千円
水道メーター検針・料金収納等業務	令和4～9年度	3,845,000千円
口座振替データ伝送方式変更手数料	令和4～5年度	500千円
資産利活用事業	令和4～5年度	12,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還方法	償還期限	左のうち据置期間
水道事業	千円 7,119,200	政府 地方公共団体 金融機構 銀行 その他	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	元利均等 若しくは 元金均等 償還又は 満期一括 償還	40年以内	5年以内

ただし、財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,165,218千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に係る経費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,080千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、162,000千円と定める。

令和 4 年度堺市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度堺市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 整備面積 (累計)	10,756 ^{ヘクタール}
(2) 主な建設改良事業 管きよ、ポンプ場及び下水処理場整備事業等	14,807,036 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			29,528,846 千円
第 1 項 営業収益			23,523,925 千円
第 2 項 営業外収益			5,996,421 千円
第 3 項 特別利益			8,500 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用			26,845,061 千円
第 1 項 営業費用			23,400,182 千円
第 2 項 営業外費用			3,385,878 千円
第 3 項 特別損失			9,001 千円
第 4 項 予備費			50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,905,823千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額910,860千円及び損益勘定留保資金11,994,963千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		20,145,957千円
第1項 企業債		15,140,000千円
第2項 出資金		417,661千円
第3項 補助金		4,405,200千円
第4項 負担金及び分担金		182,554千円
第5項 固定資産売却代金		125千円
第6項 基金収入		417千円

	支	出
第1款 資本的支出		33,051,780千円
第1項 建設改良費		15,450,885千円
第2項 償還金		17,600,478千円
第3項 補助金等返還金		417千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水管きょ布設工事	令和4～6年度	6,623,000千円
下水ポンプ場築造工事	令和4～7年度	1,890,000千円
下水処理場築造工事	令和4～7年度	3,300,000千円
下水道施設管理業務	令和4～9年度	6,198,000千円
沈砂し渣等収集処分業務	令和4～7年度	215,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還方法	償還期限	左のうち据置期間
下水道事業	千円 15,140,000	政府 地方公共団体 金融機構 銀行 その他	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	元利均等 若しくは 元金均等 償還又は 満期一括 償還	40年以内	5年以内

ただし、財政の都合により繰上償還又は未償還額の範囲内において借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,115,466千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,365,418千円である。

令和4年第1回市議会（定例会）
付議案件綴（その1）

令和4年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 宏和印刷株式会社

配架資料番号
1-B2-21-0081

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。